

「表紙共15枚」

令和7年3月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和7年4月8日(火曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	11番 原田文利
2番 中島浩司	12番 中島幸一郎
3番 飯田 隆	13番 平川 修
4番 穴井浩司	14番 横田秀喜
5番 河津祐二	15番 川津清則
6番 川良澄子	16番 井上俊勝
8番 湯浅正徳	17番 財津満寿光
9番 樋口虎喜	18番 梶原真悟
10番 高瀬義徳	19番 河津裕治

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹(総括) 今田秀樹 主幹 麻生純一 主査 藤原東託 主査 松岡政則 主任 横尾一徹
主査 櫻木悠輔(令和7年4月1日より監査委員事務局へ異動)

3 月 定 例 総 会 議 事 日 程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
 - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
 - 第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件
 - 第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件
 - 第5号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について
 - 第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
 - 第7号 贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
 - 第8号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
 - 第9号 4月調査委員の選任について
- 6 報告
 - 第1号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について
 - 第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について
 - 第3号 農地所有適格法人の報告について

7 その他

(1) 委員活動報告

[報告者] (農業委員) 17番 財津満寿光 委員

(農地利用最適化推進委員) 上・中津江区域担当 石川元和 委員

(2) 4月現地調査

[日時] 4月23日(水) 午前9時～ *調査委員のみ

(3) 4月調査委員会

[日時] 4月28日(月) 午前9時～ *会長・副会長・調査委員

(4) 4月定例総会

[日時] 5月8日(木) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

(5) 行事日程

4月22日(火) 大分県農業会議 常設審議委員会(大分市) *会長

4月22日(火) 第1回 役員会 *役員

(6) その他

・3月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日

・3月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。 本日は、高瀬俊和農地利用最適化推進委員から欠席の連絡を頂いております。 日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することを御報告いたします。 また、会議に入ります前にお断りをさせていただきます。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長の指名の後に発言をされるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。 それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。 会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、これより会長に議長をお願いします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>～～議長あいさつ～～</p> <p>それでは、着座いたしまして、議事進行してまいりたいと思います。</p> <p>会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、指名させていただきます。 議事録署名委員は、6番 川良澄子委員、8番 湯浅正徳委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>それから議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。</p>

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>今回、議案訂正はございませんが、先月の2月定例総会の議案書の方に誤りがありましたので、メモをとっていただきまして、おうちに帰って訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>まず1頁目、1番、「議案第1号 農地法第3条許可処分取消願いの件」のところの譲受人の年齢が「63歳」となっておりましたが、「58歳」に訂正をお願いいたします。</p> <p>2つ目、10頁、10番。「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件」になります。「譲渡人 松本紀久枝様」の「紀」の字が間違っておりました。言偏の「記」、日記の「記」ですね、そちらになっておりましたが、正しくは糸偏の「紀」になりますので、糸偏の「紀」に訂正をお願いいたします。</p> <p>訂正がありまして、大変申し訳ございませんでした。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>では早速、議案の審議に入りたいと思います。</p> <p>今回の調査委員は、12番 中島幸一郎委員、14番 横田秀喜委員、15番 川津清則委員の3名の方でございました。</p> <p>調査委員長は14番の横田秀喜委員の方をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、横田委員、一言お願いしたいと思います。</p>
<p>調査委員長 (横田秀喜)</p>	<p>4月の25日に調査委員さんと現地を調査いたしました。それと28日に調査委員会を開きまして、会長・副会長にご出席いただきまして、内容の審議をしております。</p> <p>今日も、有意義な審議をお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、議案第1号、1頁ですね、農地法第3条の規定による許可申請の件、8件でございます。</p>

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>はい。議案書1頁、議案第1号 農地法第3条についてです。今月は8件申請がありました。番号14、大字花月〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が1,305 m²です。譲渡人は福岡県の〇さん、譲受人は秋原町の〇さんです。害獣による被害が多く管理が困難であるため譲り渡したい、自宅近くの農地を交換取得して利便性を向上したい、とのことでの申請です。スライドに行きます。国道212号を中津方面に進みまして、市道台線に入りました一番奥に位置する赤い丸のところが見地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。こちらが見地の写真です。</p> <p>続きまして、番号15、天瀬町出口〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が853 m²です。譲渡人は天瀬町の〇さん、譲受人は天瀬町の〇さんです。管理が困難であるため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドに行きます。県道天瀬阿蘇線を、天瀬出口方面に進みまして、出口コミュニティーセンター付近に位置します赤い丸のところが見地になります。航空写真です。拡大した航空写真で、字図です。見地の写真になります。</p> <p>続いて番号16、大字西有田〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が66 m²です。譲渡人は、坂井町の〇さん、譲受人は坂井町の〇さんです。譲り受けた農地と交換のため譲り渡したい、交換した農地を譲り受けたい、とのことでの申請です。スライドに行きます。国道212号を、中津方面に進みまして、済生会日田病院さんの信号を右折しました、赤い丸のところが見地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。この方は、申請地、この赤いところの南側、〇の農地を所有していますので、一体的に管理ができると考えております。こちらが見況の写真です。</p> <p>続いて番号17、大字高瀬〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積は877 m²です。譲渡人は東京都の〇さん、譲受人は琴平町の〇さんです。遠方に住んでおり耕作管理できないため譲り渡</p>
-----------------------	---

したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。

スライドに行きます。県道小畑日田線を南下しまして、高瀬小学校を過ぎました。赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

続いて番号18、大字高瀬〇他二筆で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が、合計1,650㎡です。

譲渡人は琴平町の〇さん、譲受人は高瀬本町の〇さんです。高齢で後継者がいないため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。

スライドに行きます。国道212号日田バイパスの美濃交差点を曲がり、NOSAI大分日田駐在所さんを過ぎました赤い丸で示したところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

続いて番号19、大字渡里〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が1,564㎡です。

譲渡人は丸山2丁目の〇さん、譲受人は上手町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて新規就農で樹園地として管理したい、とのことでの申請です。

スライドに行きます。大分自動車道日田インター付近の市道中村羽野原線を山田原方面に進みました赤い丸で示したところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地が広いので、写真を2方向から撮っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。一番奥側に見えます。現在、銀杏が植えられていますが、追加でカボスやユズなどの耕作を計画しているとのことを聞いています。

番号20、大字有田〇と〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が合計2,793㎡です。

譲渡人は千葉県の〇さん、譲受人は有田町の〇さんです。相続したが遠方に住んでおり管理が困難であるため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。

スライドに行きます。県道西有田豆田線を有田小学校方面に進み、有田町公民館付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

続いて番号21、大字十二町〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が383㎡です。

譲渡人が新治町の〇さん、譲受人は亀川町の〇さんです。転居に伴い耕作管理ができないため譲り渡した

<p>調査委員長 (横田秀喜)</p> <p>事務局 (麻生純一)</p> <p>議長 (石井照久)</p>	<p>い、譲り受けて新規就農、家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。</p> <p>スライドに行きます。国道212号玉川バイパスから市道三郎丸隈線へ進み、カトリック日田幼稚園さんを過ぎました赤い丸のところは現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を2方向から撮影しています。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。譲受人は、農地の進入が家側からなるため、農地の購入と同時に隣接します住宅付き宅地の購入も計画しております。この左側に見える宅地と住宅、そしてこのスロープみたいなところは農道への進入路となっております。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただきました調査委員長から、ご意見をいただこうかと思えます。</p> <p>3条申請ですけど、私ども現地見た限りでは、優良農地の3条の売買ということで、問題無いんじゃないかな、ということで見せてきております。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、チェックシートについてです。資料No.1から2頁が、農地法第3条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。書類審査・現地確認で該当しないことを確認しています。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>事務局の説明及び調査委員長の報告にあるように、許可との結論でございます。</p> <p>皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思えます。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無かったら、この件につきまして、別紙チェックシートの通り、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。 ご承認いただけますでしょうか、ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、第1号議案は原案通り決定いたしました。</p> <p>引き続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。5頁です。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。私から、議案書5頁になります。 議案第2号 農地法第4条の申請について、説明いたします。今月は1件の申請が出ています。 番号7、申請地は大字大肥〇他二筆の第2種農地です。地目は三筆ともに登記簿 田、現況 雑種地です。 合計面積は416㎡です。 申請人は中央通一丁目の〇さんです。申請理由は、自宅駐車場及び自宅への進入路として、数年前から使用しているが、農地であることが判明したため今回転用したい、との申請です。こちらの案件は追認となりますので、後日、始末書を徴取いたします。</p>

<p>調査委員長 (横田秀喜)</p> <p>事務局 (藤原東託)</p> <p>議長 (石井照久)</p>	<p>場所の説明です。大肥町の国道211号沿い、日田市立大明小中学校正門前の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。写真方向を3ヶ所に分けて撮っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真です。</p> <p>以上、4条は1件となります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>写真で見た通り、現況も駐車場で出来ております。追認案件でございますので、始末書をいただいて処理しようということでした。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、チェックシートについてです。資料No.1の3頁から4頁が、農地法第4条についてになっております。すべてに該当しないことが条件です。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>議案第2号です。農地法第4条の規定による許可申請の件でございました。</p> <p>事務局の議案説明及び調査委員長の報告にあるように、追認ではございますが問題は無いということでございます。</p> <p>何かこのことについてある方は、挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無ければですね、この件につきまして、別紙チェックシートの通り、農地法第4条第2項及び第6項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしてると考えます。 ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第2号は原案通り許可相当といたします。</p> <p>続きまして6頁です。議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件、1件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。議案書6頁、議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件についてです。今月は1件の事業計画変更申請がありました。 番号3、申請地は日田市大字花月〇の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は316㎡です。 こちらの案件は、令和4年7月8日付で5条許可を出しておりますが、中津日田道路の公共工事に伴う転用期間の変更による申請となっております。 当初の工事期間は令和4年7月から令和7年4月までを計画しておりましたが、中津日田道路に伴うトン</p>

	<p>ネル工事が難航しているため、転用期間の延長をし、令和10年4月までに変更申請をするものであります。また、工事の終了後は、農地に復元する計画となっております。</p> <p>申請名義は〇さんです。</p> <p>場所の説明です。国道212号を小野方向へ進み、日田市立戸山中学校手前の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。</p> <p>以上、農地法第5条の規定による事業計画変更申請は1件となります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>議案第3号ですね、農地法第5条の規定による事業計画変更申請の件でございました。これ3年間の期間延長でございます。何かこのことについてございますか。ありませんか。なければ、よろしいですか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、事業計画変更いたしたいと思います。</p> <p>続きまして7頁です。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件、9件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原束託)</p>	<p>はい。議案書7頁、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてです。今月は9件の申請がありました。</p> <p>番号15、申請地は、大字花月〇の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は274㎡で</p>

す。

譲渡人は秋原町の○さんです。譲受人は福岡県春日市の○さんです。こちらの案件は、獣害で作物を作るのが困難なため、植林し山林として管理したい、との案件になります。

場所の説明です。県道日田山国線から市道台線を2Kmほど北上した通称秋原台と呼ばれている赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続いて番号16、先ほどの番号15の申請の隣接地となっており、申請地は大字花月○の第2種農地です。地目は、登記簿 畑、現況 山林です。面積は633㎡です。

譲渡人は秋原町の○さんです。譲受人は福岡県春日市の○さんです。こちらの案件は、数年前から、所有者が高齢により管理できなくなり、現在、クヌギや栗の木が伸びている状況ではありますが、譲受人が、このままの状態山林として管理し、当時の農業用倉庫はそのまま残し、倉庫として使用したい、との案件になります。こちらの案件は、すでに数年前にクヌギを植えているため、追認となりますので、後日、始末書を徴取いたします。また、一筆の中に倉庫と植林用地が混在しておりますが、追認でもあり、この筆に転用許可を出すのは問題無いと判断しておりますが、登記の際に法務局から分筆を求められるかもしれないことを、所有者には説明しております。

場所の説明ですが、先ほどの番号15の隣接地となっておりますので、省略させていただきます。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。農地が広いので、写真を3枚に分けております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真です。こちらが利用計画図となっております。

続きまして番号17、申請地は大字田島○の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は522㎡です。

こちらの案件は、同一世帯の親子での貸し借りとなっております。貸人は田島二丁目の○さんです。借人には田島二丁目の○さんです。申請理由は、申請地を借り受け、貸し店舗用地として造成したい、とのことです。

場所の説明です。県立日田高等学校横、東側の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した

航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらが計画配置図になっております。

続いて番号 18、申請地は大字庄手〇他一筆の第 3 種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。二筆の合計面積は 846 m²です。

譲渡人は亀川町の〇さんです。譲受人は大鶴本町の〇さんです。申請理由は、現在、〇さんが経営しております〇の北側に、児童療育施設及び放課後デイサービスを行う施設を建設するため造成したい、とのことです。

場所の説明です。市立三隈中学校前の市道日ノ隈亀川線から市道亀川宮向線を北に進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらが土地利用計画図です。

続きまして番号 19、申請地は天瀬町桜竹〇の第 2 種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は 2,541 m²です。

譲渡人は福岡県朝倉郡にお住まいの〇さんです。譲受人は同住所の 2 名共有で天瀬町桜竹の〇さん、〇さんです。申請理由は、譲渡人が遠方のため農地を管理耕作できないことから、申請地の近隣に住む譲受人が買い取り山林として管理したい、とのことです。

場所の説明です。天瀬振興局から天ヶ瀬温泉カントリークラブ方面に進み、市道福島線の途中にある赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。次に利用計画図になります。

続いて番号 20、申請地は大字渡里〇他一筆の第 3 種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。二筆の合計面積は 1,258.28 m²です。

譲渡人は丸山二丁目の〇さんです。譲受人は、田島本町の〇さんです。申請理由は、申請地を 6 区画の宅地分譲用地として造成したい、とのことです。

場所の説明です。日田インターチェンジ東側にある特別養護老人ホーム花月園さんから日ノ出新橋を渡った赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらが土地利用計画図になります。

続きまして番号 21、申請地は、大字庄手〇他二筆の第 3 種農地です。地目は、登記簿 田、現況は畑です。三筆の合計面積は 1,722 m²です。

譲渡人は、〇が長崎県にお住まいの〇さん、〇・〇が中釣町の〇さんです。譲受人は石井町一丁目の〇さんです。申請理由は、申請地を 6 区画の宅地分譲用地として造成したい、とのことです。

場所の説明です。日ノ隈町交差点から県道石井庄手線を石井方面に進み、市道日ノ隈徳瀬線沿いの赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。農地が広い
ため、写真を 2 枚に分けております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。次に土地利用計画図になります。

続いて番号 22、申請地は大字渡里〇他一筆の第 3 種農地です。地目は、登記簿・現況ともに田です。二筆の合計面積は 735 m²です。

譲渡人は、〇が清岸寺町の〇さん、〇が清岸寺町の〇さんです。譲受人は石井町三丁目の〇さんです。申請理由は、申請地を 3 区画の宅地分譲用地として造成したい、とのことです。

場所の説明です。サニード田店さんの裏手にあります渡里川沿いの赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらが土地利用計画図になります。

続きまして番号 23、申請地は大字渡里〇他三筆の第 3 種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。四筆の合計面積は 2,590 m²です。

譲渡人は、〇・〇が清岸寺町の〇さん、〇が滋賀県にお住まいの〇さん、〇が清岸寺町の〇さんです。譲受人は田島本町の〇さんです。申請理由は、申請地を 10 区画の宅地分譲用地として造成したい、とのことです。

場所の説明です。先ほどの、番号 22 の申請地と隣接しておりますサニード田店さんの裏手にあります渡里川沿いの赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。農地が広い
ため写真を 3 枚に分けております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真です。土地利用計画図になります。

以上、5 条は 9 件となります。

<p>調査委員長 (横田秀喜)</p>	<p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>はい。5条申請ですけど、今、事務局が説明しましたように、私どもが現場を見てきております。いろいろ現場で協議をした案件もありましたけど、このままの5条申請で、許可相当じゃないかということで、現場を見てきております。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、チェックシートについてです。資料No.1の5頁から8頁が、農地法第5条についてになっています。すべてに該当しないことが条件です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局の議案説明及び調査委員長の報告にあるように、追認は16番の1件ございます。他は問題が無いという意向でございます。</p> <p>皆さん中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートの通り、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご承認いただきましょうか、ご賛同いただける農業委員の方は、挙手をお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方は、挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第4号は原案通り許可相当といたします。</p> <p>それでは、調査委員長さん、これで終わりでございますが、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (横田秀喜)</p>	<p>はい。今回、中島委員と川津清則委員と事務局で現場を見て回ったんですけど、直接現場とは関係無いんですけど、耕作放棄地もいっぱい出てるし、今までやってきた農業政策、要するに減反政策というのは、国の政策は、本当に正しかったらどうか、という意見が出ておりました。</p> <p>また、地域計画についても、今から始まっていきますけど、ちょっとそこら辺を注目して、見直していったらいいんじゃないかな、という意見が出ておりました。</p> <p>以上です。 ありがとうございました。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>はい、それでは、引き続きまして、議案書の12頁です。議案第5号 日田市農用地利用集積等促進計画(案)に対する農業委員会の意見について、です。</p>

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第5号です。</p> <p>令和7年6月1日より、中間管理権の設定を行う予定としているのは、議案書12頁から29頁にあります新規32件・配分替え2件の合計34件となっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、「農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、あらかじめ農業委員会の意見を聞く」ということになっております。</p> <p>この中でですね議事参与の方がおられますので、退室をお願いしたいと思います。</p> <p>4番 穴井浩司委員、8番 湯浅正徳委員の2名の方は退室をお願いいたします。</p> <p>(穴井委員・湯浅委員 退室)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは先に、退室いただきました4番 穴井委員・8番 湯浅委員の件をしたいと思います。</p> <p>23頁 No.99 借り手 穴井浩司さん、26頁 No.105 借り手 ○さんの2件でございます。これの件につきまして、何か意見はございますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは意見無しとしたいと思います。 穴井委員と湯浅委員に入室をしてもらってください。</p> <p>(穴井委員・湯浅委員 入室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 それでは、委員の方のそれぞれのエリアにおいて、ご確認をお願いしたいと思います。 意見があれば、挙手をして、ご発言願いたいと思います。 よろしいですか。エリアの中について、よろしいでしょうか。 いいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、この件につきましては「意見なし」で回答したいと思います。</p> <p>次は 30 頁、議案第 6 号 現況証明書、非農地証明書の発行について、7 件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>今月から、現況証明の担当になりました麻生といいます。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、議案書 30 頁、議案第 6 号 現況証明書の発行についてです。今月は、7 件申請がありました。 番号 9、前津江町柚木〇で、登記簿 田、現況 山林、面積は 1,370 m²です。 申請人は、神来町の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用しましたが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため、です。</p>

場所は、県道小畑日田線で、高瀬地区から前津江方面に向かう途中の原地区の公民館手前を右折した、赤い丸のところになります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真方向を3つに分けて撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③、内部の写真になります。写真の通り、杉の植林が確認できました。

申請地は平成14年5月31日、指令日田局農振224-2号で、4条許可を受けたものです。転用目的は、植林用地でした。

発行基準2、農地転用許可申請書に記載した目的通りに転用され、非農地化した土地に該当するものです。

続いて番号10、大字小野〇、地目は、登記簿は田、現況は山林、面積は2019㎡です。

申請人は大阪府の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、です。

場所は、県道宝珠山日田線を北上し、殿町の小野地区老人憩いの家を過ぎました小野川右岸の赤い丸のところになります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真方向を3つに分けて撮影しております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③、内部の写真になります。

20年以上の杉が確認できました。

発行基準5、すでに農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後20年以上経過しているものに該当するものです。

続いて番号11、丸山二丁目〇。登記簿は畑、現況は宅地、面積は25㎡です。

申請人は丸山二丁目の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するため、です。

場所は、月隈公園北側の日田バイパスに抜ける赤い丸のところになります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。3ヶ所から写真を撮影しています。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③、内部の写真になります。

写真の通り、宅地の塀になっている部分です。家屋の敷地は、昭和51年9月に4条許可地となっております。申請地は市道敷の残地となっております。市道は平成11年度から12年5月までに新設工事を行っています。市道の工事と同時期に塀を築造されたものであるため、約24年経過しているものと想定されま

す。

発行基準5、すでに農地または採草放牧地以外に土地となっていることが明白であり、非農地化後20年以上経過しているものに該当するものです。

続いて番号12、番号13も合わせて申請者が同じですので、説明させていただきます。

番号12、大字小迫〇、登記簿 田、現況は井溝、面積は35㎡です。

次に番号13、大字小迫〇、登記簿は畑、現況は山林、面積は491㎡です。

申請人は、どちらもうきは市の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。

番号12、スライドに行きます。朝日小学校付近の市道渡里山田線で、赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真を南北で撮っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。

続きまして番号13、こちらですね、朝日小学校から市道日向山田線で北上する途中にあります赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。写真方向①の現況写真です。写真方向②の現況写真です。写真方向③の内部の写真になります。全体的に竹が密集した竹林の状況が確認できました。

番号12と13ともに発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。

続いて番号14、大字川下〇、登記簿は畑、現況は山林、面積は549㎡、他一筆で、合計636㎡です。

申請人は亀川町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。

場所は、国道210号をうきは市方面に進みまして、白手橋交差点を左折しました県道山北日田線沿いの赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。二筆ありまして、合計6ヶ所に分けて写真を撮影させていただいております。まず、122-4の写真からになります。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。次が〇番の写真方向③の写真です。写真方向④、内部の写真です。同じく写真方向⑤の内部の写真になります。写真方向⑥の写真です。

宅地への入口の農地の写真がありまして、奥の宅地は課税上、平成8年建築となっております。建築当時

から進入路として使用されていたと思われます。○番につきましては、20年以上の植林された杉が確認できました。

発行基準5、すでに農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後20年以上経過しているものに該当するものです。

続きまして番号15、大山町西大山○、登記簿は畑、現況は宅地、面積は62㎡です。

申請人は福岡県の○さんです。申請理由は、現況申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。

場所にいきます。国道212号を大山方面に向かいまして、旧鎌田小学校と大山農協鎌手支所の間になります。市道第2野瀬部鎌手線の道沿いにあります赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。写真方向を2つに分けて取っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。

写真の通り、宅地の横の駐車スペース的な状況でありまして、下敷きは明日にはコンクリートが張られております。聞き取りをしましたところ、約30年以上前のこと、ということ聞き取ることができました。

発行基準5、農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であり、非農地化後20年以上経過しているものに該当します。

以上の案件につきまして、地区ご担当の推進委員さんから、ご意見をいただきたいと思います。

まずは番号9につきまして、前津江地区担当の佐藤推進委員さんお願いします。

推進委員
(佐藤 学)

はい。9番の件ですけども、目的通りに転用されておりますので問題無いと思いますが、事務局にひとつお願いがあります。立ち会いの際に、事務局から当該地の農地データは持ってきていただけるんですけども、出来れば、隣接地の状態が、農地なのか非農地なのか、また所有者が誰なのか判る資料があれば、それを持ってきていただくと、判断がしやすいと思います。なお、タブレットが使えれば一番いいんですが、たぶん電波は使えないと思いますが、一応タブレットも持参していただくと参考になるかと思うので、よろしくをお願いします。

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。ありがとうございます。 続きまして番号 10、三花・小野地区の諫山推進委員さん、お願いします。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい。農地委員の諫山です。 10 番ですけど、見ての通り、もう 30 年経ったような杉の森林になっております。水害で護岸の方もやられておりますので、農地への復元は、無理かと思われまますので、問題無いと思います。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。 続きまして番号 11、日田・五和地区 末武推進委員さん、番号 14 を併せてお願いします。</p>
<p>推進委員 (末武正則)</p>	<p>はい。11 番ですが、これは 20 年以上経過していることが確認出来ましたので、これは妥当と判断いたしました。 それから 14 番ですが、14 番の畑の部分ですが、畑の現況 山林の部分ですが、こちら直径 30 cm 以上の杉が立っており、これも妥当と判断いたしました。それから、現況の宅地の部分ですが、これは家の建築と同時に宅地化したものと判断いたしました。浄化槽も埋設されておることから、もうこれは妥当と判断しております。 以上です。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございます。 続きまして番号 12 と 13、朝日地区の平川推進委員、お願いします。</p>
<p>推進委員 (平川静雄)</p>	<p>朝日地区の平川です。 12・13 の件ですけど、2 月 25 日に現場に行きました。 12 番は地下水がたくさん出て、見てのご覧の通りで水が流れてました。</p>

<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>13番は竹藪でした。 以上です。</p> <p>ありがとうございます。 続きまして番号15、西大山地区の河津推進委員さん、お願いします。</p>
<p>推進委員 (河津昭二郎)</p>	<p>はい。推進委員の河津です。 15番の件ですが、写真でちょっと判り難いんですが、もうコンクリートも張ってますし、30年以上経っているということなので、これはもう非農地だと思います。 以上です。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>ありがとうございました。 事務局からの説明は以上になります。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 議案第6号です。現況証明書、非農地証明書の発行についてでございます。 この件につきまして、何かございますか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは現況証明書を発行いたしたいと思います。</p>

<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>続きまして34頁です。議案第7号、贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、1件でございます。</p> <p>事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>はい。それでは議案書34頁、議案第7号、贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明についてです。</p> <p>番号1、申請人は羽田町の〇さんです。贈与税の納税猶予を受けている申請人が引き続き納税猶予を受けするため、3年ごとに農業経営を行っている証明書を発行するものです。</p> <p>今回申請のあった農地は大字東有田の畑が二筆、大字羽田の田が三筆、畑が三筆の合計18,375㎡の農地となっています。</p> <p>スライドをご覧ください。まず、申請対象の農地の位置図です。C・D・Eの畑は、県道日田玖珠線で、東有田中学校を過ぎた北側に位置するスノ原台地の赤丸の場所になります。Bの田は、ニッカカンフーズ株式会社の近くでございます。航空写真で見ると、このようになっております。議案に記載の地番に沿って、AからDの順番に説明します。Aは大字東有田〇畑3,765㎡、他畑一筆で、合計面積4,740㎡です。字図です。写真の方向を①と②で撮影しました。①からの写真です。②の写真です。次はBとした部分の拡大写真です。大字羽田121-2田〇㎡、他田二筆、合計2,110㎡です。位置はニッカカンフーズ株式会社の近くとなります。字図です。①から④で撮影しました。①の写真です。②からの写真です。③の写真です。④からの写真です。次にCの拡大写真です。大字羽田〇、畑、2,339㎡、他畑一筆で合計3,432㎡です。字図になります。写真方向を、こちらも①から④で撮影しております。①の写真です。②からの写真。③の写真です。④の写真となります。はい、次がDの拡大写真です。大字羽田〇、畑で8,930㎡です。字図です。①と②で写真撮影しております。①からの写真です。②からの写真です。</p> <p>申請の農地は、すべて適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>この案件につきまして、地区ご担当の推進委員さんから、ご意見をいただこうと思っておりますので、よろしく</p>
-----------------------	--

<p>推進委員 (大谷定治)</p> <p>事務局 (今田秀樹)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>お願いします。</p> <p>東有田②地区の大谷推進委員、お願いします。</p> <p>はい。推進委員の大谷です。 3月18日に事務局と現地確認に行きました。 どの農地も、しっかり管理されて、適正に耕作されていることを認めております。 よろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございました。 事務局からの説明は以上です。</p> <p>ありがとうございます。 議案第7号 贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、ございました。 この件につきまして、何かございますか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>はい、それでは証明書を発行したいと思います。</p> <p>続きまして議案第8号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について、1件でございます。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
--	---

<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。議案書 35 頁をお願いします。議案第 8 号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明についてです。</p> <p>番号 1、申請人は刃連町の〇さんです。相続税の納税猶予を受けている申請人が引き続き納税猶予を受けるため、3 年ごとに農業経営を行っている証明を発行するものです。</p> <p>今回申請のあった農地は、大字日高の田が三筆、合計 3,752 m²の農地となっています。</p> <p>申請対象の農地は、三芳小学校の北側に位置し、JR 久大本線を越えて、市道北向古金線沿いの赤い丸で示したところになります。航空写真で見ますと、このようになっております。拡大した航空写真です。市道沿いに並んでおります。字図です。写真方向を①から⑤で撮影しております。①の〇の写真です。東側から撮影しております。②の写真です。西側からの写真となります。次は〇、③の写真です。続いて〇、④の写真です。最後に〇、⑤からの写真になります。</p> <p>申請の農地はすべて適正に管理されているのを確認できております。</p> <p>以上の案件につきまして地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうと思っておりますのでよろしくお願ひします。</p> <p>三芳地区の室推進委員さん、よろしくお願ひします。</p>
<p>推進委員 (室 哲也)</p>	<p>三芳地区担当の室です。</p> <p>今回、事務局と私とで調査は行ってまいりました。</p> <p>この市道沿いは、よく私も通るので、綺麗に田んぼとして適正に管理されてることは、もう明白だと思いますので問題無いかと思ひます。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 議案第8号です。相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行についてで ございました。 この件につきまして何かございますか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無かったら、相続税の納税猶予の証明書を発行いたしたいと思います。</p> <p>次に36頁です。議案第9号 4月調査委員の選任についてでございます。 私からの指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。 それでは指名させていただきます。 4番 穴井浩司委員、11番 原田文利委員、13番 平川修委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次に報告に入りたいと思います。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 7年 6月 9日

議 長 会 長

署 名 委 員 6 番

署 名 委 員 8 番